

## (2009年12月18日のゆとりⅡのQ&Aから)

一時所得の税金について当時の、JAL企業年金基金発行の「ゆとりⅡ」に説明がされていますので参考に掲載いたします。詳細は最寄りの税務署、基金などにお問い合わせください。

6、最低積立基準額や選択一時金を選択した際の税金の取扱はどうなりますか？

☆以下のご説明は、税務署への一般的照会に基づく聞き取り情報をモデルケースに当てはめて作成したものであり、個々人の事情・管轄税務署の判断等により税の取り扱い・税額が異なりますので、必ずご自身で最寄の税務署にてご確認ください。

### 【所得の扱い】

(1)「60歳以上の受給者」については以下のとおりとなります。

一部でも年金として残す場合 ⇒ 「一時所得」扱い

年金を一切残さない場合 ⇒ 「退職所得」扱い

①基本上乗年金を受給(\*)している方が最低積立基準額や選択一時金を受け取る場合は、全て「一時所得」扱い(多くの方が①に該当すると思われます。)

②基本上乗年金部分を一時金で選択済の方で、残りの年金を全て最低積立基準額や選択一時金で受け取る場合は「退職所得」扱い

③基本上乗年金部分を一時金で選択済の方で、第1、第2、第3年金のうち一部でも年金として残し、その他を選択一時金で受け取る場合、「一時所得」扱い

(\*) 基本上乗年金を受給中かどうかは、年金証書の上部にある一覧表の「年金の種類」欄に基本上乗年金という項目がありますので、そちらをご確認願います。

(2)「60歳未満の待期者(繰下者)」については以下のとおりとなります。

基本上乗年金の有無、第1～第3年金を残すか否かに拘わらず、「退職所得」扱い

### 【課税ルール】

(1)「一時所得」扱いの場合については以下のとおりとなります。

簡略化すると「(収入金額 - 特別控除額(50万円)) x 1/2 x 所得税率」で計算。

他に収入がある場合、それを合算した金額に課税。(総合課税)

所得税は、課税所得金額が大きくなるほど税率が高くなる累進課税方式となっていますので、個々の具体的な税額について申し上げることはできません。モデルケースに該当する方が、第1～3年金の最低積立基準額を一括で受け取られる場合で、公的年金しか収入がなくなると仮定すると、「一時所得」扱い時の税負担率は、住民税を含めて「約19%」となると思われます。

(2)「退職所得」扱いの場合については以下のとおりとなります。

「(収入金額 - 退職所得控除額) x 1/2 x 所得税率」で計算。

退職所得控除額 ⇒ 勤続年数が「20年超」の場合「70万円 x (勤続年数 - 20年) + 800万円」

過去の退職金受給時に控除額残があれば、今回最低積立基準額や選択一時金を受け取る際に残枠を利用できるとのことですが、退職時点で退職所得控除を使い切っておられる場合、「今回の受給額 x 1/2」に課税されると思われます。

但し、「退職所得」は他に収入があっても、それとは切り離して退職所得単独で税計算される特徴があります。(分離課税)

「退職所得」扱い時の税額も、所得税率が関係してきますので、具体的には申し上げられませんが、モ

モデルケースに該当する方が、第1～3年金の最低積立基準額を一括で受け取られる場合で、既に退職所得控除を使い切っておられると仮定すると、「退職所得」扱い時の税負担率は、住民税を含めて「約18%」になると思われます。

モデルケースを一定の仮定に当てはめると、「一時所得」扱いでも「退職所得」扱いでも、第1～3年金の最低積立基準額を一括で受け取られる場合の税負担率はおよそ「20%弱」となると思われますが、上述のとおり、他の収入・控除の有無等 個々の事情により税額が大きく異なってきますので、必ず最寄の税務署までお問い合わせの上、確認をお願いします。